



発行 新潟県

号外 3

平成30年 3月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 24 地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則(人事課)
- 25 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則(人事課)
- 26 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)
- 27 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)

訓 令

- 5 新潟県事務決裁規程の一部改正(人事課)
- 6 新潟県現場事務所等設置規程の一部改正(人事課)

規 則

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第24号

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業管理者の給料に関する規則(昭和41年新潟県規則第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>65万5,000円</u> (2) 新潟県病院事業管理者 <u>68万円</u>	特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) 新潟県企業管理者 <u>65万円</u> (2) 新潟県病院事業管理者 <u>66万5,000円</u>

附 則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第25号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則（昭和41年新潟県規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、<u>栄養課課長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、地域連携・相談支援センター長、地域連携・相談支援センター副センター長、緩和ケアセンター長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、救命救急センター副センター長、地域連携センター長、地域連携室長、包括医療支援センター長、循環器病センター長、内視鏡センター長、消化器内視鏡センター長、教育研修センター長、<u>教育研修センター副センター長</u>、参与、参事及び副参事</u></p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、経営課長、医事企画員、栄養課長、<u>栄養課課長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情報調査部長、地域連携・相談支援センター長、地域連携・相談支援センター副センター長、緩和ケアセンター長、科部長、中央放射線部長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検査部長、病理部長、がん予防総合センター長、診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリテーション技師長、薬剤部長、薬剤副部長、看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、<u>副救命救急センター長</u>、地域連携センター長、地域連携室長、包括医療支援センター長、循環器病センター長、内視鏡センター長、消化器内視鏡センター長、参与、参事及び副参事</u></p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第26号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事政策局)</p> <p>第6条 知事政策局に次の課、室、センター、係及び班を置く。</p> <p>政策課 総務班 秘書課（略） 広報広聴課 <u>企画調整係</u> 広報係 広聴係 <u>広報戦略室</u> 行政改革・評価室・国際課（略）</p> <p>(県民生活・環境部)</p> <p>第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>県民生活課～消費者行政課（略） 文化振興課 文化政策係 文化事業係 <u>スポーツ課</u> <u>企画係</u> <u>競技スポーツ係</u> <u>スポーツ施設係</u> <u>スポーツイベント班</u> 男女平等社会推進課～廃棄物対策課（略）</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、文化振興課に国民文化祭・障害者芸術文化祭室を置き、同室に総務企画班、県事業推進班、市町村事業推進班及び障害者芸術文化班を置く。</u></p> <p>(福祉保健部)</p> <p>第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。</p> <p>福祉保健課 総務係 予算係 保護係 <u>企画調整室</u> 人権啓発室 援護恩給室 国保・福祉指導課～医師・看護職員確保対策課（略） 高齢福祉保健課</p>	<p>(知事政策局)</p> <p>第6条 知事政策局に次の課、室、センター、係及び班を置く。</p> <p>政策課 総務班 <u>計画班</u> 秘書課（略） 広報広聴課 <u>企画係</u> <u>調整係</u> 広報係 広聴係 行政改革・評価室・国際課（略）</p> <p>(県民生活・環境部)</p> <p>第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>県民生活課～消費者行政課（略） 文化振興課 文化政策係 文化事業係 <u>国民文化祭準備班</u> <u>県民スポーツ課</u></p> <p>男女平等社会推進課～廃棄物対策課（略）</p> <p>(福祉保健部)</p> <p>第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。</p> <p>福祉保健課 総務係 予算係 <u>企画統計係</u> <u>地域福祉班</u> 保護係 人権啓発室 援護恩給室 国保・福祉指導課～医師・看護職員確保対策課（略） 高齢福祉保健課</p>

高齢化対策係 在宅福祉班 施設福祉係 介
護事業係 介護人材確保係
健康対策課～少子化対策課 (略)

(産業労働観光部)

第6条の6 産業労働観光部に次の課、室、係及び
班を置く。

産業政策課

総務係 予算係 経営支援室

産業振興課～職業能力開発課 (略)

観光企画課

国際観光推進課

2 (略)

3 観光局は、観光企画課及び国際観光推進課を所
管する。

(農林水産部)

第6条の7 農林水産部に次の課、室、係及び班を
置く。

農業総務課～漁港課 (略)

林政課

管理係 計画調整係 林道係 経営指導係

治山課 (略)

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、林政課に県産材
振興室を置き、同室に木材振興係及び県産材育成
係を置く。

(交通政策局)

第6条の10 交通政策局に次の課、係及び班を置く。

交通政策課～空港課 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又
はセンターに置く室及び課に置くセンターを除
く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局 (略)

総務管理部

財政課～地域政策課 (略)

情報政策課

(1)～(3) (略)

(4) 官民データ活用の推進に関する事項

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

高齢化対策係 在宅福祉係 施設福祉係 介
護事業係
健康対策課～少子化対策課 (略)

(産業労働観光部)

第6条の6 産業労働観光部に次の課、室、係及び
班を置く。

産業政策課

総務係 予算係 団体・小規模企業支援室 産
業金融室

産業振興課～職業能力開発課 (略)

交流企画課

観光振興課

広域・国際観光室

2 (略)

3 観光局は、交流企画課及び観光振興課を所管す
る。

(農林水産部)

第6条の7 農林水産部に次の課、室、係及び班を
置く。

農業総務課～漁港課 (略)

林政課

管理係 計画調整係 林道係 木材振興係 県
産材育成係 経営指導係

治山課 (略)

2 (略)

(交通政策局)

第6条の10 交通政策局に次の課、室、係及び班を
置く。

交通政策課～空港課 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又
はセンターに置く室及び課に置くセンターを除
く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局 (略)

総務管理部

財政課～地域政策課 (略)

情報政策課

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

- (10) (略)
- (11) (略)
- 統計課～総務事務センター (略)
- 県民生活・環境部
- 県民生活課 (略)
- 新潟暮らし推進課
- (1) (略)
- (2) 人口減少問題対策の連絡調整に関する事項
- 消費者行政課 (略)
- 文化振興課
- (1)～(6) (略)
- (7) 国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭に関する事項
- スポーツ課
- (1) スポーツ施策の企画及び総合調整に関する事項
- (2) 生涯スポーツの推進に関する事項
- (3) 競技力の向上に関する事項
- (4) 県立の社会体育施設に関する事項
- (5) (略)
- 男女平等社会推進課～廃棄物対策課 (略)
- 防災局 (略)
- 福祉保健部
- 福祉保健課
- (1)～(9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)
- (17) (略)
- 国保・福祉指導課
- (1)～(3) (略)
- (4) 市町村国民健康保険の財政運営及び事業の効率化に関する事項
- (5) (略)
- (6)・(7) (略)
- 医務薬事課～医師・看護職員確保対策課 (略)
- 高齢福祉保健課
- (1)～(4) (略)
- (5) 介護職員の確保及び育成に関する事項
- 健康対策課～少子化対策課 (略)

- (9) (略)
- (10) (略)
- 統計課～総務事務センター (略)
- 県民生活・環境部
- 県民生活課 (略)
- 新潟暮らし推進課
- (1) (略)
- (2) 新潟県人口問題対策会議に関する事項
- 消費者行政課 (略)
- 文化振興課
- (1)～(6) (略)
- (7) 国民文化祭に関する事項
- 県民スポーツ課
- (1) 県民スポーツの企画及び総合調整に関する事項
- (2) 県民スポーツの推進に関する事項
- (3) (略)
- (4) 地域スポーツクラブの育成に関する事項
- (5) 東京オリンピック・パラリンピック新潟県活性化推進会議に関する事項
- 男女平等社会推進課～廃棄物対策課 (略)
- 防災局 (略)
- 福祉保健部
- 福祉保健課
- (1)～(9) (略)
- (10) 福祉関係職員の確保及び育成に関する事項
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)
- (17) (略)
- (18) (略)
- 国保・福祉指導課
- (1)～(3) (略)
- (4) (略)
- (5) 国民健康保険国庫負担金及び補助金の申請交付に関する事項
- (6)・(7) (略)
- 医務薬事課～医師・看護職員確保対策課 (略)
- 高齢福祉保健課
- (1)～(4) (略)
- 健康対策課～少子化対策課 (略)

<p>産業労働観光部 産業政策課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>県内産業の高付加価値化に関する事項</u> (産業振興課の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>起業・創業の推進に関する事項</u></p> <p>(8) <u>中小企業の金融に関する事項</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>産業振興課</p> <p>(1) <u>県内産業の高付加価値化に関する事項</u> (成長産業の創出・育成に係るものに限る。)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>商業・地場産業振興課 (略)</p> <p>産業立地課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>労政雇用課・職業能力開発課 (略)</p> <p>観光企画課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>観光交流に関する調査及び企画に関する事項</u> (国際観光推進課の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>観光に関する宣伝及び開発に関する事項</u></p> <p>(10) <u>観光事業団体の指導育成に関する事項</u></p> <p>国際観光推進課</p> <p>(1) <u>観光交流に関する調査及び企画に関する事項</u> (国際観光戦略に関するものに限る。)</p> <p>(2) <u>外国人観光客の誘致に関する事項</u></p> <p>(3) <u>外国人観光客の受入体制の整備に関する事項</u></p> <p>(4) <u>広域観光周遊ルートに関する事項</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>農林水産部・農地部 (略)</p> <p>土木部</p> <p>監理課～建築住宅課 (略)</p> <p>下水道課</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>公共下水道に関する事項</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>産業労働観光部 産業政策課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>新産業の創造に関する事項</u> (産業振興課の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>産業金融に関する事項</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>産業振興課</p> <p>(1) <u>新産業の創造</u> (産業創造プロジェクトに係るものに限る。)及び新分野進出企業の振興に関する事項</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>商業・地場産業振興課 (略)</p> <p>産業立地課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>工業再配置促進に関する事項</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>労政雇用課・職業能力開発課 (略)</p> <p>交流企画課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>観光交流に関する調査及び企画に関する事項</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>観光振興課</p> <p>(1) <u>観光に関する宣伝及び開発に関する事項</u></p> <p>(2) <u>フィルム・コミッションに関する事項</u></p> <p>(3) <u>観光事業団体の指導育成に関する事項</u></p> <p>(4) <u>広域観光及び外国人観光客の誘致に関する事項</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>農林水産部・農地部 (略)</p> <p>土木部</p> <p>監理課～建築住宅課 (略)</p> <p>下水道課</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>公共下水道に関する事項</u> (終末処理場の水質に係る維持管理の指導に関する事項を除く。)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

営繕課 (略)
 交通政策局・出納局 (略)
 2 (略)

 (組織)
第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。
 (1)～(3) (略)
 (4) 三条地域振興局
 企画振興部～農業振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課～ダム管理課 (略)
 建築課

 (5) 長岡地域振興局
 企画振興部
 総務課 (略)
 地域振興課
 県民サービスセンター・労政課 (略)
 県税部～農林振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課～建築課 (略)

 (6)～(12) (略)
 2～13 (略)

 (分掌事務)
第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
 企画振興部・健康福祉部 (略)
 農林振興部
 庶務課 (略)
 企画振興課
 (1)～(12) (略)
(13) 肥料に関する事項
(14) (略)
(15) (略)
(16) (略)
(17) (略)
(18) (略)
(19) (略)
(20) (略)
(21) (略)
(22) (略)
(23) (略)
 普及課～森林施設課 (略)
 地域整備部 (略)
 2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
 企画振興部 (略)

営繕課 (略)
 交通政策局・出納局 (略)
 2 (略)

 (組織)
第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。
 (1)～(3) (略)
 (4) 三条地域振興局
 企画振興部～農業振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課～ダム管理課 (略)
 建築課
 建築係
 災害復旧課
 (5) 長岡地域振興局
 企画振興部
 総務課 (略)
 地域振興・災害復興支援課
 県民サービスセンター・労政課 (略)
 県税部～農林振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課～建築課 (略)
 災害復旧課

 (6)～(12) (略)
 2～13 (略)

 (分掌事務)
第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
 企画振興部・健康福祉部 (略)
 農林振興部
 庶務課 (略)
 企画振興課
 (1)～(12) (略)
(13) (略)
(14) (略)
(15) (略)
(16) (略)
(17) (略)
(18) (略)
(19) (略)
(20) (略)
(21) (略)
(22) (略)
 普及課～森林施設課 (略)
 地域整備部 (略)
 2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
 企画振興部 (略)

県税部
課税課
(1)～(3) (略)
(4) 法人県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税(手持品課税に限る。)、ゴルフ場利用税、固定資産税、軽油引取税、狩猟税及び産業廃棄物税に係る犯則事件に関する事項
(5)～(7) (略)
収税課
(1) 県税(利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税(手持品課税を除く。)、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)第63条第1項又は第63条の2に規定する方法により払い込まれる自動車税、核燃料税並びに同条例第56条の2に規定する方法により納付される自動車取得税を除く。)に係る徴収金(以下「県税徴収金」という。)及び過料の収納に関する事項(村上収税課の所管に属する事項を除く。次号から第7号までにおいて同じ。)
(2)～(7) (略)
村上収税課 (略)
健康福祉環境部 (略)
農業振興部
庶務課・農業企画課 (略)
生産振興課
(1)～(5) (略)
(6) 肥料に関する事項
(7) (略)
(8) (略)
(9) (略)
(10) (略)
(11) (略)
(12) (略)
(13) (略)
(14) (略)
(15) (略)
(16) (略)
普及課 (略)
農村整備部・地域整備部 (略)
3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。
企画振興部 (略)
県税部
庶務課 (略)
直税第1課
(1)・(2) (略)
(3) 法人県民税、事業税、鉦区税及び狩猟税に係る犯則事件に関する事項

県税部
課税課
(1)～(3) (略)
(4) 法人県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税(手持品課税に限る。)、ゴルフ場利用税、固定資産税及び軽油引取税に係る犯則事件に関する事項
(5)～(7) (略)
収税課
(1) 県税(利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税(手持品課税を除く。)、証紙徴収に係る自動車税、核燃料税及び証紙により納付される自動車取得税を除く。)に係る徴収金(以下「県税徴収金」という。)及び過料の収納に関する事項(村上収税課の所管に属する事項を除く。次号から第7号までにおいて同じ。)
(2)～(7) (略)
村上収税課 (略)
健康福祉環境部 (略)
農業振興部
庶務課・農業企画課 (略)
生産振興課
(1)～(5) (略)
(6) (略)
(7) (略)
(8) (略)
(9) (略)
(10) (略)
(11) (略)
(12) (略)
(13) (略)
(14) (略)
(15) (略)
普及課 (略)
農村整備部・地域整備部 (略)
3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。
企画振興部 (略)
県税部
庶務課 (略)
直税第1課
(1)・(2) (略)
(3) 法人県民税、事業税及び鉦区税に係る犯則事件に関する事項

(4) (略)
 直税第 2 課 (略)
 間税課

(1) (略)

(2) 県たばこ税 (手持品課税に限る。)、ゴルフ場
 利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税に係る犯
 則事件に関する事項

(3) (略)
 収税第 1 課～新津収税課 (略)
 健康福祉部～地域整備部 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事
 務は、次のとおりとする。
 企画振興部 (略)
 県税部
 課税課

(1)～(3) (略)

(4) 法人県民税、事業税、不動産取得税、県たば
 こ税 (手持品課税に限る。)、ゴルフ場利用税、固
 定資産税、狩猟税及び産業廃棄物税に係る犯
 則事件に関する事項

(5)～(7) (略)
 収税課 (略)
 健康福祉環境部・農業振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課～計画調整課 (略)
 維持管理課

(1) (略)

(2) 道路の災害復旧工事の執行に関する事項

(3) (略)
 道路課 (略)
 治水課

(1) (略)

(2) 災害復旧工事の執行に関する事項 (維持管理
 課の所管に属する事項を除く。)

(3)・(4) (略)
 建築課・ダム管理課 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事
 務 (与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事
 務を除く。)は、次のとおりとする。
 企画振興部
 総務課 (略)
地域振興課

(1)～(8) (略)
 県民サービスセンター・労政課 (略)
 県税部
 課税課

(1)～(3) (略)

(4) (略)
 直税第 2 課 (略)
 間税課

(1) (略)

(2) 県たばこ税 (手持品課税に限る。)、ゴルフ場
 利用税及び軽油引取税に係る犯則事件に関する
 事項

(3) (略)
 収税第 1 課～新津収税課 (略)
 健康福祉部～地域整備部 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事
 務は、次のとおりとする。
 企画振興部 (略)
 県税部
 課税課

(1)～(3) (略)

(4) 法人県民税、事業税、不動産取得税、県たば
 こ税 (手持品課税に限る。)、ゴルフ場利用税及
 び固定資産税に係る犯則事件に関する事項

(5)～(7) (略)
 収税課 (略)
 健康福祉環境部・農業振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課～計画調整課 (略)
 維持管理課

(1) (略)

(2) 道路の災害復旧工事の執行に関する事項 (災
 害復旧課の所管に属する事項を除く。)

(3) (略)
 道路課 (略)
 治水課

(1) (略)

(2) 災害復旧工事の執行に関する事項 (維持管理
 課及び災害復旧課の所管に属する事項を除く。)

(3)・(4) (略)
 建築課・ダム管理課 (略)
災害復旧課
平成23年災害の災害復旧工事の執行に関する事
 項

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事
 務 (与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事
 務を除く。)は、次のとおりとする。
 企画振興部
 総務課 (略)
地域振興・災害復興支援課

(1)～(8) (略)
 県民サービスセンター・労政課 (略)
 県税部
 課税課

(1)～(3) (略)

<p>(4) 法人県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税（手持品課税に限る。）、ゴルフ場利用税、固定資産税、<u>軽油引取税、狩猟税及び産業廃棄物税</u>に係る犯則事件に関する事項</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>収税課・柏崎収税課 (略)</p> <p>健康福祉環境部・農林振興部 (略)</p> <p>地域整備部</p> <p>庶務課～道路・都市整備課 (略)</p> <p>治水課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害復旧工事の執行に関する事項（維持管理課の所管に属する事項を除く。）</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>建築課 (略)</p>	<p>(4) 法人県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税（手持品課税に限る。）、ゴルフ場利用税、固定資産税<u>及び軽油引取税</u>に係る犯則事件に関する事項</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>収税課・柏崎収税課 (略)</p> <p>健康福祉環境部・農林振興部 (略)</p> <p>地域整備部</p> <p>庶務課～道路・都市整備課 (略)</p> <p>治水課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害復旧工事の執行に関する事項（維持管理課<u>及び災害復旧課</u>の所管に属する事項を除く。）</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>建築課 (略)</p> <p><u>災害復旧課</u></p> <p><u>平成23年災害の災害復旧工事の執行に関する事項</u></p>
<p>6 (略)</p> <p>7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画振興部 (略)</p> <p>県税部</p> <p>課税課</p>	<p>6 (略)</p> <p>7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画振興部 (略)</p> <p>県税部</p> <p>課税課</p>
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法人県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税（手持品課税に限る。）、ゴルフ場利用税、固定資産税、<u>軽油引取税、狩猟税及び産業廃棄物税</u>に係る犯則事件に関する事項</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>収税課・十日町収税課 (略)</p> <p>健康福祉環境部～地域整備部 (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法人県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税（手持品課税に限る。）、ゴルフ場利用税、固定資産税<u>及び軽油引取税</u>に係る犯則事件に関する事項</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>収税課・十日町収税課 (略)</p> <p>健康福祉環境部～地域整備部 (略)</p>
<p>8・9 (略)</p> <p>10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。</p> <p>企画振興部 (略)</p> <p>県税部</p> <p>課税課</p>	<p>8・9 (略)</p> <p>10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。</p> <p>企画振興部 (略)</p> <p>県税部</p> <p>課税課</p>
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法人県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税（手持品課税に限る。）、ゴルフ場利用税、固定資産税、<u>軽油引取税、狩猟税及び産業廃棄物税</u>に係る犯則事件に関する事項</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>収税課・糸魚川収税課 (略)</p> <p>健康福祉環境部～地域整備部 (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法人県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税（手持品課税に限る。）、ゴルフ場利用税、固定資産税<u>及び軽油引取税</u>に係る犯則事件に関する事項</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>収税課・糸魚川収税課 (略)</p> <p>健康福祉環境部～地域整備部 (略)</p>
<p>11 (略)</p> <p>12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事</p>	<p>11 (略)</p> <p>12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事</p>

務は、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部

課税課

(1)～(3) (略)

(4) 法人県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税(手持品課税に限る。)、ゴルフ場利用税、固定資産税、軽油引取税、狩猟税及び産業廃棄物税に係る犯則事件に関する事項

(5)・(6) (略)

収税課 (略)

健康福祉環境部～地域整備部 (略)

13～23 (略)

(組織)

第52条 家畜保健衛生所に次の課及び係を置く。

(1) (略)

(2) 下越及び中越の各家畜保健衛生所

企画指導課

防疫課

(3) 上越家畜保健衛生所

企画指導課

庶務係

防疫課

(分掌事務)

第158条 流域下水道事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課 (略)

工務課

(1) (略)

(2) 流域下水道施設の維持及び修繕工事並びに災害復旧工事の執行に関する事項

施設課

(1) (略)

(2) 流域下水道施設(機械設備及び電気設備に限る。)の維持及び修繕工事並びに災害復旧工事の執行に関する事項

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策課、広報広聴課、行政改革・評価室及び国際課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部新潟暮らし推進課、文化振興課、スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健課、医務薬事課、基幹病院整備室、高齢福祉保健課、障害福祉課及び少子化対策課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、商業・地場産業振興課、労政雇用課、観光局観光企画課及び観光局国際観光推進課、農林水産部農

務は、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部

課税課

(1)～(3) (略)

(4) 法人県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税(手持品課税に限る。)、ゴルフ場利用税、固定資産税及び軽油引取税に係る犯則事件に関する事項

(5)・(6) (略)

収税課 (略)

健康福祉環境部～地域整備部 (略)

13～23 (略)

(組織)

第52条 家畜保健衛生所に次の課及び係を置く。

(1) (略)

(2) 下越家畜保健衛生所

企画指導課

防疫課

(3) 中越及び上越の各家畜保健衛生所

企画指導課

庶務係

防疫課

(分掌事務)

第158条 流域下水道事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課 (略)

工務課

(1) (略)

(2) 流域下水道施設の修繕及び災害復旧工事の執行に関する事項

施設課

(1) (略)

(2) 流域下水道施設(機械設備及び電気設備に限る。)の修繕及び災害復旧工事の執行に関する事項

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策課、行政改革・評価室及び国際課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部新潟暮らし推進課、文化振興課、県民スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健課、医務薬事課、基幹病院整備室、障害福祉課及び少子化対策課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、商業・地場産業振興課、労政雇用課、観光局交流企画課及び観光局観光振興課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治

業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課、都市局都市整備課及び都市局下水道課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(地域振興局の副部長等)

第190条の2 次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。

(略)

新潟地域振興局	(略)	副部長	(新潟庶務・課税担当)
	県税部	副部長	(新潟収税担当)
			(略)

三条地域振興局	(略)	地域整備部	(略)
---------	-----	-------	-----

(略)

2～6 (略)

(内部組織の長等)

第192条 (略)
2 東京事務所、自治研修所、大阪事務所及び農業総合研究所に副所長を置く。

3～6 (略)

7 新潟テクノスクール及び農業大学校に副校長を置く。

8 (略)

(地域振興専門員)

第194条 地域振興局企画振興部地域振興課に地域振興専門員を置くことができる。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
新潟県農業共済保険審査会	農業保険法(昭和22年法律第185号)第171条第1項の規定による農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する	農業保険法第222条第1項

山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課、都市局都市整備課及び都市局下水道課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(地域振興局の副部長等)

第190条の2 次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。

(略)

新潟地域振興局	(略)	副部長	(新潟県税担当)
	県税部	副部長	(略)
			(略)

三条地域振興局	(略)	地域整備部	(略)
			副部長(災害復旧担当)

(略)

2～6 (略)

(内部組織の長等)

第192条 (略)
2 東京事務所、自治研修所及び農業総合研究所に副所長を置く。

3～6 (略)

7 新潟テクノスクール、上越テクノスクール及び農業大学校に副校長を置くことができる。

8 (略)

(地域振興専門員)

第194条 地域振興局企画振興部地域振興課(長岡地域振興局企画振興部にあつては、地域振興・災害復興支援課)に地域振興専門員を置くことができる。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
新潟県農業共済保険審査会	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第131条第1項の規定による農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する	農業災害補償法第143条の2第1項

<p>訴の審査並びに同法第222条第2項の規定による農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等の調査審議</p>	<p>る訴の審査並びに同法第143条の2第2項の規定による農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等の調査審議</p>
<p>(略)</p> <p>新潟県国民健康保険運営協議会</p> <p><u>国民健康保険法第11条第1項の規定による国民健康保険事業の運営に関する事項の審議</u></p>	<p>(略)</p> <p>新潟県国民健康保険運営協議会</p> <p><u>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)附則第7条の規定により県が定める都道府県国民健康保険運営方針その他の重要事項の審議</u></p> <p>新潟県国民健康保険運営協議会条例(平成29年新潟県条例第11号)第1条</p>
<p>新潟県障害児通所給付費等不服審査会</p> <p><u>児童福祉法第56条の5の5第1項の規定による市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に対する不服の審査に関する事務</u></p>	<p>新潟県児童福祉法施行条例(平成29年新潟県条例第48号)第2条第1項</p>
<p>新潟県スポーツ推進審議会</p> <p><u>スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議</u></p>	<p>新潟県スポーツ推進審議会に関する条例(昭和37年新潟県条例第23号)第1条</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第27号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(101) (略)</p> <p>(102) <u>新潟県主要農作物種子条例（平成30年新潟県条例第30号）第8条第1項の規定により、指定種子生産ほ場の指定を行うこと。</u></p> <p>(102)の2 <u>新潟県主要農作物種子条例第9条第4項の規定により、ほ場審査及び生産物審査の請求を受理し、職員に審査をさせ、その結果を通知すること。</u></p> <p>(102)の3 <u>新潟県主要農作物種子条例第11条第2項の規定により、指定原種ほ又は指定原原種ほの指定を行うこと。</u></p> <p>(102)の4 <u>肥料取締法（昭和25年法律第127号）第22条第1項の規定による事業の開始の届出を受理すること（生産業者に係るものに限る。次号において同じ。）。</u></p> <p>(102)の5 <u>肥料取締法第22条第2項の規定による届出事項に係る変更又は事業の廃止の届出を受理すること。</u></p> <p>(102)の6 <u>肥料取締法第23条第1項の規定による販売業務の開始の届出を受理すること（届出に係る販売業務を行う事業場が一の地域振興局の所管区域内に存する場合に限り、かつ、当該届出を行う者が届出の際現に当該地域振興局以外の地域振興局の所管区域内に存する販売業務を行う事業場を有している場合を除く。次号において同じ。）。</u></p> <p>(102)の7 <u>肥料取締法第23条第2項の規定による届出事項に係る変更又は販売業務の廃止の届出を受理すること。</u></p> <p>(102)の8 <u>肥料取締法第29条第1項又は第3項の規定により、生産業者等から報告を徴すること（第102号の4から前号までに掲げる事務に係るものに限る。次号から第102号の12までにおいて同じ。）。</u></p>	<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(101) (略)</p> <p>(102) <u>主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）第3条第1項の規定により、指定種子生産ほ場の指定を行うこと。</u></p> <p>(102)の2 <u>主要農作物種子法第4条第4項の規定により、ほ場審査及び生産物審査の請求を受理し、職員に審査をさせること。</u></p>

(102)の9 肥料取締法第30条第1項又は第3項の規定により、職員に立入検査、質問又は収去をさせること。

(102)の10 肥料取締法第31条第2項又は第3項の規定により、肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、又は禁止すること。

(102)の11 肥料取締法第33条第1項の規定により、聴聞を行うこと。

(102)の12 新潟県肥料取締法施行細則（昭和25年新潟県規則第66号）第6条第1項又は第2項の規定による生産業者等からの報告を受理すること。

(103)～(128) (略)

(129) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第6項（同法第48条第9項、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10項、第88条第6項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。第257号において同じ。）の規定による地区編入の承認をすること。

(130)～(134) (略)

(135) 土地改良法第49条第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区が行う災害復旧又は突発事故被害の復旧の応急工事計画の認可をすること。

(136)～(144) (略)

(145) 土地改良法第88条第1項の規定により、変更後の土地改良事業の計画の概要を公告し、同意を得ること（同条第6項において準用する同法第48条第4項及び第6項の規定による同意を得る場合に限る。次号及び第147号において同じ。）。

(146) 土地改良法第88条第4項の規定により、関係市町村長及び土地改良施設の予定管理者と協議すること。

(147) 土地改良法第88条第6項において準用する同法第5条第6項の規定により、地区編入の変更の承認の申請をすること。

(148) 土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画を変更した旨を公告し、縦覧に供すること。

(149)～(162) (略)

(163) 土地改良法第113条の3第2項の規定による国、県及び市町村以外の土地改良事業を行う者の工事完了の公告をすること。

(164) 土地改良法第113条の4の規定により、県が行う土地改良事業について、管轄登記所に届け出ること。

(165)～(172) (略)

(103)～(128) (略)

(129) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第6項（同法第48条第9項、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10項、第87条の3第6項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。第257号において同じ。）の規定による地区編入の承認をすること。

(130)～(134) (略)

(135) 土地改良法第49条第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区が行う災害復旧の応急工事計画の認可をすること。

(136)～(144) (略)

(145) 土地改良法第87条の3第1項の規定により、変更後の土地改良事業の計画の概要を公告し、同意を得ること（同条第6項において準用する同法第48条第4項及び第6項の規定による同意を得る場合に限る。次号及び第147号において同じ。）。

(146) 土地改良法第87条の3第4項の規定により、関係市町村長及び土地改良施設の予定管理者と協議すること。

(147) 土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第5条第6項の規定により、地区編入の変更の承認の申請をすること。

(148) 土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画を変更した旨を公告し、縦覧に供すること。

(149)～(162) (略)

(163) 土地改良法第113条の2第2項の規定による国、県及び市町村以外の土地改良事業を行う者の工事完了の公告をすること。

(164) 土地改良法第113条の3の規定により、県が行う土地改良事業について、管轄登記所に届け出ること。

(165)～(172) (略)

(173)及び(174) 削除

(175)～(544) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(13) (略)

(14) 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の31第1項において準用する場合を含む。)の規定により、ばい煙発生施設の設置等の実施の制限期間を短縮すること。

(15) 大気汚染防止法第11条(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出を受理すること。

(16) 大気汚染防止法第12条第3項(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の地位の承継の届出を受理すること。

(17)～(31) (略)

(31)の2 大気汚染防止法第18条の23第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出を受理すること。

(31)の3 大気汚染防止法第18条の24第1項の規定による一の施設が水銀排出施設となつた際の届出を受理すること。

(31)の4 大気汚染防止法第18条の25第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。

(31)の5 大気汚染防止法第18条の26の規定により、届出に係る水銀排出施設の構造等に関する計画の変更又は設置に関する計画の廃止を命ずること。

(31)の6 大気汚染防止法第18条の29第1項の規定により、水銀排出施設の構造等の改善又は使用の一時停止等を勧告すること。

(31)の7 大気汚染防止法第18条の29第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命

(173) 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の農地法(次号において「旧農地法」という。)第71条の規定により、売渡後の検査をすること。

(174) 旧農地法第72条第4項において準用する旧農地法第50条第2項の規定により、買収すべき土地等の上にある先取特権、質権又は抵当権について所有権者への対価供託の要否を通知すること。

(175)～(544) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(13) (略)

(14) 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の13第1項及び第18条の13第1項において準用する場合を含む。)の規定により、ばい煙発生施設の設置等の実施の制限期間を短縮すること。

(15) 大気汚染防止法第11条(同法第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出を受理すること。

(16) 大気汚染防止法第12条第3項(同法第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の地位の承継の届出を受理すること。

(17)～(31) (略)

ずること。

(32)～(34)の61 (略)

(34)の62 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項(同法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、廃棄物の保管等に関し必要な報告を求めること。

(34)の63 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の3(同法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

(34)の64 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5(同法第17条の2第3項において準用する場合及び同法第19条の10第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、処分者等に対し生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。

(34)の65 (略)

(34)の66 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の11第1項の規定により、土地の形質の変更をした者に対し生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。

(34)の67 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の12第1項の規定により、最終処分場の台帳を調製し、これを保管すること。

(34)の68～(69)の4 (略)

(69)の5 土壌汚染対策法第4条第3項の規定により、土地所有者等に対し、土壌の汚染の状況について指定調査機関に調査させ、その結果を報告すべきことを命ずること。

(70)～(136)の66 (略)

(136)の67 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第3項の規定により、認定こども園の設置者に対し報告を求めること。

(137)～(243) (略)

4～10 (略)

(コロニーにいがた白岩の里所長等への委任)

第6条の2 (略)

2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長に委任する。

(1) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)第14条第1項の規定により、入退所の記録の記載を行うこと。

(2) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第17条第5項の規定により、入所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。

(3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の

(32)～(34)の61 (略)

(34)の62 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定により、廃棄物の保管等に関し必要な報告を求めること。

(34)の63 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の3の規定により、産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

(34)の64 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5の規定により、処分者等に対し生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。

(34)の65 (略)

(34)の66 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の10第1項の規定により、土地の形質の変更をした者に対し生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずること。

(34)の67 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の11第1項の規定により、最終処分場の台帳を調製し、これを保管すること。

(34)の68～(69)の4 (略)

(69)の5 土壌汚染対策法第4条第2項の規定により、土地所有者等に対し、土壌の汚染の状況について指定調査機関に調査させ、その結果を報告すべきことを命ずること。

(70)～(136)の66 (略)

(136)の67 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第2項の規定により、認定こども園の設置者に対し報告を求めること。

(137)～(243) (略)

4～10 (略)

(コロニーにいがた白岩の里所長等への委任)

第6条の2 (略)

2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長に委任する。

(1) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第68号)第15条第1項の規定により、入退所の記録の記載を行うこと。

(2) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第18条第4項の規定により、入所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。

(3) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>人員、設備及び運営に関する基準第18条の規定により、入所利用者負担額合計額の通知を行うこと。</p> <p>(4) <u>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第19条第1項又は第2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費の額に係る通知等を行うこと。</u></p> <p>(5) <u>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第34条及び新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年新潟県条例第23号）第5条の規定により、運営規程を定めること。</u></p> <p>(6) <u>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第39条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。</u></p> <p>(7)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第8条第1項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、契約支給量の報告等を行うこと。</u></p> <p>(14) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第19条第5項の規定により、支給決定障害者に対し、領収証を交付すること。</u></p> <p>(15) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第20条第1項又は第2項の規定により、利用者負担額合計額の報告及び通知を行うこと。</u></p> <p>(16) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第21条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。</u></p> <p>(17) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第39条の規定により、同条第1号又は第2号に該当する場合に、意見を付してその旨を市町村に通知すること。</u></p> <p>(18) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第41条</u></p> | <p><u>び運営等に関する基準を定める条例第19条の規定により、入所利用者負担額合計額の通知を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第20条第1項又は第2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費の額に係る通知等を行うこと。</u></p> <p>(5) <u>新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第35条の規定により、運営規程を定めること。</u></p> <p>(6) <u>新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第40条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。</u></p> <p>(7)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第69号）第12条第1項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、契約支給量の報告等を行うこと。</u></p> <p>(14) <u>新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第23条第4項の規定により、支給決定障害者に対し、領収証を交付すること。</u></p> <p>(15) <u>新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第24条第1項又は第2項の規定により、利用者負担額合計額の報告及び通知を行うこと。</u></p> <p>(16) <u>新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第25条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。</u></p> <p>(17) <u>新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第44条の規定により、同条第1号又は第2号に該当する場合に、意見を付してその旨を市町村に通知すること。</u></p> <p>(18) <u>新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第46条の規定により、運営規程を定めること。</u></p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

及び新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年新潟県条例第24号）第6条の規定により、運営規程を定めること。

- (19) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第46条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。

3 (略)

(児童相談所長への委任)

第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。

(1)～(12) (略)

- (13) 児童福祉法第33条第2項、第9項及び第11項の規定により、一時保護を行い、又は一時保護を行うことを委託すること。

(13)の2～(39) (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(124) (略)

- (125) 食品衛生法第28条第1項（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、関係者から報告を求め、又は当該職員に臨検検査又は収去をさせること（食肉衛生検査センター所長に委任されたものを除く。次号及び第128号において同じ。）。

(126)～(128) (略)

- (129) 食品衛生法第55条（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、営業又は業務を停止すること（と畜場及び食鳥処理場に係る営業の停止を除く。）。

(130)～(267) (略)

2・3 (略)

(食肉衛生検査センター所長への委任)

第8条の2 次に掲げる事務は、食肉衛生検査センター所長に委任する。

(1)～(7)の4 (略)

- (8) 食品衛生法第28条第1項の規定により、必要な報告を求め、当該職員をして臨検検査又は収去をさせること（と畜場、食鳥処理場及びと畜場又は食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者のその認定に係るものを除く。）の存する敷地と同一の敷地内に存する食肉処理業を営む施設に係るものに限る。次号及び第10号において同じ。）。

(9)・(10) (略)

- (10)の2 食品衛生法第55条の規定により、営業

- (19) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第51条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。

3 (略)

(児童相談所長への委任)

第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。

(1)～(12) (略)

- (13) 児童福祉法第33条第2項、第7項及び第9項の規定により、一時保護を行い、又は一時保護を行うことを委託すること。

(13)の2～(39) (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(124) (略)

- (125) 食品衛生法第28条第1項（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、関係者から報告を求め、又は当該職員に臨検検査又は収去をさせること（しばたパッカーズ株式会社、長岡市営食肉センター及び食鳥処理場に係るものを除く。次号、第128号及び第129号において同じ。）。

(126)～(128) (略)

- (129) 食品衛生法第55条（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、営業又は業務を停止すること。

(130)～(267) (略)

2・3 (略)

(食肉衛生検査センター所長への委任)

第8条の2 次に掲げる事務は、食肉衛生検査センター所長に委任する。

(1)～(7)の4 (略)

- (8) 食品衛生法第28条第1項の規定により、必要な報告を求め、当該職員をして臨検検査又は収去をさせること（しばたパッカーズ株式会社、長岡市営食肉センター及び食鳥処理場に係るものに限る。次号から第10号の2までにおいて同じ。）。

(9)・(10) (略)

- (10)の2 食品衛生法第55条の規定により、営業

<p>を停止すること（と畜場及び食鳥処理場に係る営業の停止であって、6日以内のものに限る。）。</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>(13) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者に関する届出を受理すること。</p> <p>(14)～(21) (略)</p> <p>(農業総合研究所作物研究センター長への委任)</p> <p>第10条 <u>新潟県主要農作物種子条例第11条第3項において準用する同条例第9条第4項の規定により、ほ場審査及び生産物審査の請求を受理し、職員に審査をさせ、その結果を通知する事務は、農業総合研究所作物研究センター長に委任する。</u></p>	<p>を停止すること（7日以上営業の停止を除く。）。</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>(13) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第4項の規定による食鳥処理衛生管理者に関する届出を受理すること。</p> <p>(14)～(21) (略)</p> <p>第10条 <u>削除</u></p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正は、同月2日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第5号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の細目の号（以下「移動別表号等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の細目の号（以下「移動後別表号等」という。）が存在する場合には当該移動別表号等を当該移動後別表号等とし、移動別表号等に対応する移動後別表号等が存在しない場合には当該移動別表号等（以下「削除別表号等」という。）を削り、移動後別表号等に対応する移動別表号等が存在しない場合には当該移動後別表号等（以下「追加別表号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号及び別表の細目の号の表示並びに追加別表号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係）		別表第4（第6条関係）	
(略)		(略)	
福祉保健部		福祉保健部	
(略)		(略)	
高齡福祉保健課		高齡福祉保健課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	(1) (略)		(1) (略)
	<u>(2)</u> (略)		<u>(1)の2</u> (略)
	<u>(3)</u> (略)		<u>(2)</u> (略)
			<u>(3) 介護保険法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定をすること。</u>
	(4)～(6) (略)		(4)～(6) (略)
	(7) <u>削除</u>		(7) <u>介護保険法第84条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</u>
	(8)・(9) (略)		(8)・(9) (略)
	(10) 介護保険法第104条第1項の規定により、介護老人保健施設の開設の許可		(10) 介護保険法第104条第1項の規定により、介護老人保健施設の開設の許可

	<p>を取り消し、又は許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p><u>(10)の2 介護保険法第107条第1項の規定による介護医療院の開設の許可をすること。</u></p> <p><u>(10)の3 介護保険法第114条の6第1項の規定により、介護医療院の開設の許可を取り消し、又は許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。</u></p> <p>(11)～(20) (略)</p>		<p>を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(11)～(20) (略)</p>
(略)		(略)	
障害福祉課		障害福祉課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(略)	<p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(1)の3 児童福祉法第21条の5の24第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(2)～(32) (略)</p>	(略)	<p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(1)の3 児童福祉法第21条の5の23第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>(2)～(32) (略)</p>
(略)		(略)	
産業労働観光部		産業労働観光部	
(略)		(略)	
観光企画課		交流企画課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)	(略)	(略)
国際観光推進課		観光振興課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	(略)		(略)
農林水産部		農林水産部	
農業総務課		農業総務課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 削除</p>	<p>(1)～(8)の2 (略)</p> <p>(9) 農業保険法第35条第4項の規定により、模範定款例を定めること。</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第16条第1項から第3項までの規</p>	<p>(1)～(8)の2 (略)</p> <p>(9) 農業災害補償法第29条第4項の規定により、模範定款例を定めること。</p>

- (8) 農業保険法 (昭和22年法律第185号) 第31条の規定により、農業共済組合の設立の認可をすること。
- (9) 農業保険法第65条第2項の規定により、農業共済組合の解散の議決の認可をすること。
- (10) 農業保険法第67条第2項の規定により、農業共済組合の合併の認可をすること。
- (11) 農業保険法附則第2条第1項ただし書の規定により、新規開田地等を指定すること。
- (12)・(13) (略)

- (10) 農業保険法第36条第4項の規定により、模範事業規程例を定めること。
- (11) 農業保険法第45条の規定により、農業共済組合の仮理事を選任すること。
- (12) 農業保険法第105条第5項の規定により、共済責任期間が満了した日を認定すること。
- (13) 農業保険法第210条第1項の規定により、農業共済組合に対し必要な措置をとるべき旨を命ずること。
- (14) 農業保険法第210条第2項の規定により、農業共済組合に対し業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすること。
- (15) 農業保険法第222条第2項の規定により、農業共済保険審査会に諮問すること。

- 定により、農業共済組合への加入の除外基準を定めること。
- (8) 農業災害補償法第25条の規定により、農業共済組合の設立の認可をすること。
- (9) 農業災害補償法第46条第2項の規定により、農業共済組合の解散の議決の認可をすること。
- (10) 農業災害補償法第48条第2項の規定により、農業共済組合の合併の認可をすること。
- (11) 農業災害補償法第150条の2第1項ただし書の規定により、新規開田地等を指定すること。
- (12)・(13) (略)

- (10) 農業災害補償法第30条第3項の規定により、模範共済規程例を定めること。
- (11) 農業災害補償法第33条の6の規定により、農業共済組合の仮理事を選任すること。
- (12) 農業災害補償法第85条の4第5項の規定により、共済責任期間が満了した日を認定すること。
- (13) 農業災害補償法第120条の15第1項の規定により、地域を定めること。
- (14) 農業災害補償法第120条の15第3項の規定により、指数を定めること。
- (15) 農業災害補償法第142条の5第1項の規定により、農業共済組合に対し必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- (16) 農業災害補償法第142条の5第2項の規定により、農業共済組合に対し業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすること。
- (17) 農業災害補償法第143条の2第2項の規定により、農業共済保険審査会に諮問すること。

(略)

農産園芸課

部長専決事項

果樹農業振興特別措置法 (昭和36年法律第15号) 第4条の規定により、果樹園経営計画の認定をすること。

課長専決事項

(1)～(3) (略)

(略)

農産園芸課

部長専決事項

- (1) 果樹農業振興特別措置法 (昭和36年法律第15号) 第4条の規定により、果樹園経営計画の認定をすること。
- (2) 新潟県農作物奨励

課長専決事項

- (1)～(3) (略)
- (4) 主要農作物種子法施行細則 (昭和27年新潟県規則第57号) 第4条第2項の規定により、種子審査員の指名をすること。

2項において準用する場合を含む。)の規定により、意見を聴くこと。
(13)～(16) (略)

ること。

2項において準用する場合を含む。)の規定により、意見を聴くこと。
(13)～(16) (略)

をすること。

(略)

(略)

農地部

農地部

農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1) (略)
(3) 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第7条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第75条の8第1項又は第2項の規定による土地等を買収すべき旨の裁定をすること。	(2) (略) (3) (略) (4) 農地法施行令第16条第2号の規定による指定をすること。

農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)・(2) (略)	(1) (略)
(3) 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第75条の5第1項(同法第75条の7第2項において準用する場合を含む。)の規定による草地利用権を設定すべき旨等の裁定をすること。	(2) 農地法等の一部を改正する法律附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第39条第1項の規定による売渡通知書等の交付をすること。 (3) 農地法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第72条第2項の規定による買収令書の交付をすること。
(4) 農地法等の一部を改正する法律附則第7条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第75条の8第1項又は第2項の規定による土地等を買収すべき旨の裁定をすること。	(4) (略) (5) (略) (6) 農地法施行令第23条第2号の規定による指定をすること。

農地計画課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 土地改良法第87条第1項、第87条の2第1項、第87条の3第1項又は第87条の4第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を定めること。	

農地計画課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 土地改良法第87条第1項又は第87条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を定めること。	

(8) (略)	
(9) <u>土地改良法第88条第1項、第7項、第12項、第16項又は第19項の規定による県営土地改良事業の計画の変更をすること。</u>	
(10) (略)	

(8) (略)	
(9) <u>土地改良法第87条の3第1項、第7項又は第12項の規定による県営土地改良事業の計画の変更をすること。</u>	
(10) (略)	

(略)
(略)

(略)
(略)

別表第5 (第14条の2 関係)

別表第5 (第14条の2 関係)

(略)

(略)

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長
(水産振興担当) 専決事項

佐渡地域振興局農林水産振興部副部長
(水産振興担当) 専決事項

- (1)～(5)の11 (略)
- (6) 漁業法第66条第1項の規定による漁業(小型機船底びき網漁業のうち新潟県漁業調整規則第6条の表に規定する機船手繰網漁業、手びき網漁業及び板びき網漁業を除く。第13号から第17号までにおいて同じ。)の許可をすること(同法第84条第1項に規定する海面に係るものに限る。)
- (6)の2 漁業法第66条第1項の規定による漁業の許可をすること(同法第8条第3項に規定する内水面に係るものに限る。)
- (7)～(17) (略)
- (17)の2 新潟県内水面漁業調整規則第9条の規定により、許可証を交付すること。
- (17)の3 新潟県内水面漁業調整規則第13条の規定により、制限又は条件を付けること。
- (17)の4 新潟県内水面漁業調整規則第15条第1項の規定による変更の許可をすること。
- (17)の5 新潟県内水面漁業調整規則第18条の規定により、許可証を書換え交付し、又は再交付すること。
- (18) 新潟県内水面漁業調整規則第27条の規定による水産動植物の採捕の許可をすること。
- (19) 新潟県内水面漁業調整規則第30条の規定により、許可証を交付すること。
- (20) 新潟県内水面漁業調整規則第33条の規定により、制限又は条件を付けること。
- (21) 新潟県内水面漁業調整規則第35条第1項の規定による変更の許可をすること。
- (22) 新潟県内水面漁業調整規則第38条の規定により、許可証を書換え交付し、又は再交付すること。
- (23) 新潟県内水面漁業調整規則第54条第1項の規定による水産動植物の採捕を許可すること。
- (24) 新潟県内水面漁業調整規則第54条第3項

- (1)～(5)の11 (略)
- (6) 漁業法第66条第1項の規定による漁業(小型機船底びき網漁業のうち新潟県漁業調整規則第6条の表に規定する機船手繰網漁業、手びき網漁業及び板びき網漁業を除く。第13号から第17号までにおいて同じ。)の許可をすること。
- (7)～(17) (略)
- (18) 新潟県内水面漁業調整規則第6条の規定による水産動植物の採捕の許可をすること。
- (19) 新潟県内水面漁業調整規則第9条の規定により、許可証を交付すること。
- (20) 新潟県内水面漁業調整規則第12条の規定により、制限又は条件を付けること。
- (21) 新潟県内水面漁業調整規則第14条の規定による変更の許可をすること。
- (22) 新潟県内水面漁業調整規則第17条の規定により、許可証を書換え交付し、又は再交付すること。
- (23) 新潟県内水面漁業調整規則第33条第1項の規定による水産動植物の採捕を許可すること。
- (24) 新潟県内水面漁業調整規則第33条第3項

(同条第 8 項において準用する場合を含む。)の
規定により、許可証を交付すること。

(25) 新潟県内水面漁業調整規則第54条第 4 項
(同条第 8 項において準用する場合を含む。)の
規定により、制限又は条件を付けること。

(26) 新潟県内水面漁業調整規則第54条第 7 項の
規定による許可証に記載された事項の変更の許
可をすること。

(略)

別表第 6 (第15条関係)

(1) 地域振興局の部長、副部長、次長等の共通専
決事項

専決権限を 有する者	専 決 事 項
(略)	
県税部 副 部 長 (村上収 税担当、 新潟収税 担当、新 津収税担 当、柏崎 収 税 担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	(1) 職員(副部長以上の者並びに 村上収税課、 <u>収税第 1 課</u> 、 <u>収税 第 2 課</u> 、 <u>収税第 3 課</u> 、新津収税 課、柏崎収税課、十日町収税課 及び糸魚川収税課に所属する職 員を除く。次号及び第 4 号から 第 9 号までにおいて同じ。)の旅 行の命令(5 日以上に係るもの を除く。)をすること。 (2) (略) (3) 職員(副部長並びに村上収税 課、 <u>収税第 1 課</u> 、 <u>収税第 2 課</u> 、 <u>収税第 3 課</u> 、新津収税課、柏崎 収税課、十日町収税課及び糸魚 川収税課に所属する職員を除 く。)の時間外勤務等の命令をす ること。 (4)～(10) (略)
県税部 副 部 長 (村上収 税担当、 新潟収税 担当、新 津収税担 当、柏崎 収 税 担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当に限 る。)	(1) 職員(副部長を除き、村上収 税課、 <u>収税第 1 課</u> 、 <u>収税第 2 課</u> 、 <u>収税第 3 課</u> 、新津収税課、柏崎 収税課、十日町収税課及び糸魚 川収税課に所属する職員に限 る。次号から第 9 号までにおい て同じ。)の旅行の命令(5 日以 上に係るものを除く。)をす ること。 (2)～(10) (略)
(略)	

(同条第 8 項において準用する場合を含む。)の
規定により、許可証を交付すること。

(25) 新潟県内水面漁業調整規則第33条第 4 項
(同条第 8 項において準用する場合を含む。)の
規定により、制限又は条件を付けること。

(26) 新潟県内水面漁業調整規則第33条第 7 項の
規定による許可証に記載された事項の変更の許
可をすること。

(略)

別表第 6 (第15条関係)

(1) 地域振興局の部長、副部長、次長等の共通専
決事項

専決権限を 有する者	専 決 事 項
(略)	
県税部 副 部 長 (村上収 税担当、 新津収税 担当、柏 崎収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	(1) 職員(副部長以上の者並びに 村上収税課、新津収税課、柏崎 収税課、十日町収税課及び糸魚 川収税課に所属する職員を除 く。次号及び第 4 号から第 9 号 までにおいて同じ。)の旅行の命 令(5 日以上に係るものを除 く。)をすること。 (2) (略) (3) 職員(副部長並びに村上収税 課、新津収税課、柏崎収税課、 十日町収税課及び糸魚川収税課 に所属する職員を除く。)の時間 外勤務等の命令をすること。 (4)～(10) (略)
県税部 副 部 長 (村上収 税担当、 新津収税 担当、柏 崎収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当に限 る。)	(1) 職員(副部長を除き、村上収 税課、新津収税課、柏崎収税課、 十日町収税課及び糸魚川収税課 に所属する職員に限る。次号か ら第 9 号までにおいて同じ。)の 旅行の命令(5 日以上に係るも のを除く。)をすること。 (2)～(10) (略)
(略)	

(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)	
工業技術総合研究所技術支援センター長、農業総合研究所研究センター長、農業総合研究所農業技術センター長及び水産海洋研究所佐渡水産技術センター長	(略)
大阪事務所副所長	(1) 職員（係長に相当する者以上の者を除く。）の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。 (2) 職員（係長に相当する者以上の者を除く。）の旅行の復命（5日以上に係るものを除く。）を受けること。 (3) 職員（副所長以上の者を除く。）の時間外勤務等の命令をすること。 (4) 職員（副所長以上の者を除く。）の特殊勤務の命令をすること。 (5) 職員（副所長以上の者を除く。）の当直勤務の命令をすること。 (6) 職員（係長に相当する者以上の者を除く。）の休暇等の承認等（5日以上に係るもの（夏季休暇に係るものを除く。）を除く。）をすること。 (7) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による職員（所長を除く。次号及び第9号において同じ。）の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。 (8) 一般職員勤務時間条例第9条の3第1項の規定による職員の時間外勤務代休時間の指定を行うこと。

(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)	
工業技術総合研究所技術支援センター長、農業総合研究所研究センター長、農業総合研究所農業技術センター長及び水産海洋研究所佐渡水産技術センター長	(略)

<p>(9) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による職員の代休日の指定を行うこと。</p> <p>(10) 軽易な証明書の発行をすること。</p> <p>(11) 職員の身分証明書の発行をすること。</p> <p>(12) 職員の被服の貸与をすること。</p> <p>(13) 公用自動車の使用を承認すること。</p> <p>(14) 登退庁簿の確認をすること。</p> <p>(15) 新潟県文書規程第44条第2項の規定により、ファイル基準表を作成すること。</p> <p>(16) 新潟県文書規程第45条第1項の規定により、完結文書の保存年限を決定すること。</p> <p>(17) 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による被保険者資格の取得及び喪失の届出並びに雇用保険法の規定による離職証明書の発行をすること。</p> <p>(18) 軽易な通知、督促、届出、照会、回答、依頼、報告等の事務連絡をすること。</p> <p>(19) その他所長の指定する事項</p> <p>(略)</p>	
(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専決事項
(略)	
<p>県税部 副部長 (村上収税担当、<u>新潟庶務・課税担当</u>、<u>新潟収税担当</u>、<u>新津収税担当</u>、<u>柏崎収税担当</u>、<u>十日町収税担当</u>及び糸</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 直税関係 ア～サ (略) シ 地方税法第73条の25第1項(同法附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。)、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項(同法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)、第73条の27の6第2項又は同法附則第12条第1項の規定により、不動産取</p>
(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専決事項
(略)	
<p>県税部 副部長 (村上収税担当、<u>新津収税担当</u>、<u>柏崎収税担当</u>、<u>十日町収税担当</u>及び糸魚川収税担当を除く。)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 直税関係 ア～サ (略) シ 地方税法第73条の25第1項(同法附則第11条の4第2項及び第5項において準用する場合を含む。)、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項(同法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)、第73条の27の6第2項又は同法附則第12条第1項の規定により、不動産取得税に</p>

魚川収税 担当を除 く。)	得税に係る徴収猶予をす ること。 ス～フ (略) (3)・(4) (略)		係る徴収猶予をす ること。 ス～フ (略) (3)・(4) (略)
県税部 副部長 (村上収 税担当、 新津収税 担当、柏 崎収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当に限 る。)	(略)	県税部 副部長 (村上収 税担当、 新津収税 担当、柏 崎収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当に限 る。)	(略)
県税部 副部長 (新潟庶 務・課税 担当に限 る。)	(1) 共通 ア 地方税法第9条の2第2項 の規定により、相続人代表者 の指定をすること。 イ 徴税吏員が税務官署で徴収 金の課税資料の調査を行う場 合の閲覧又は記録についての 指定吏員の証明書を交付す ること。 (2) 直税関係 ア 地方税法第55条の規定によ り、法人の県民税の更正又は 決定をすること。 イ 地方税法第58条第4項及び 第72条の48の2第6項の規定 により、法人の県民税及び事 業税の分割課税標準額等の修 正を請求すること。 ウ 地方税法第72条の39の規定 により、法人の所得割の更正 又は決定をすること(主たる 事務所又は事業所の所在地が 県内にある法人であつて、地 方税法第72条の2第1項第1 号イに掲げるものに係るもの を除く。) エ 地方税法第72条の41及び第 72条の41の2の規定により、 法人の所得割等及び付加価値 割等の更正及び決定をす ること(主たる事務所又は事業所 の所在地が県外にある法人に 係るものに限る。)。		

オ 地方税法第72条の46に規定する過少申告加算金若しくは不申告加算金又は同法第72条の47に規定する重加算金のうち、同法第72条の39の規定による更正又は決定に係るものの徴収をすること（主たる事務所又は事業所の所在地が県内にある法人であつて、地方税法第72条の2第1項第1号イに掲げるものに係るものを除く。）。

カ 地方税法第72条の46に規定する過少申告加算金若しくは不申告加算金又は同法第72条の47に規定する重加算金のうち、同法第72条の41又は第72条の41の2の規定による更正又は決定に係るものを徴収すること（主たる事務所又は事業所の所在地が県外にある法人に係るものに限る。）。

キ 地方税法第72条の50第1項本文の規定により、個人の事業税の賦課の変更（減額の場合に限る。）又は取消しを行うこと。

ク 地方税法第73条の3から第73条の7まで又は同法附則第10条の規定により、不動産取得税を非課税とすること。

ケ 地方税法第73条の14第5項から第14項まで又は同法附則第11条の規定により、不動産取得税の課税標準となるべき価格から控除をすること。

コ 地方税法第73条の21第2項の規定により、不動産取得税の課税標準となるべき価格の決定をすること。

サ 地方税法第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項、第73条の27の7第1項又は同法附則第12条第3項の規定により、不動産取得税の納税義務の免除をすること。

シ 地方税法第73条の25第1項（同法附則第11条の4第2項、第5項及び第7項において準用する場合を含む。）、第

- 73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項（同法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）、第73条の27の6第2項又は同法附則第12条第1項の規定により、不動産取得税に係る徴収猶予をすること。
- ス 新潟県県税条例第24条第1項の規定により、法人の県民税の減免をすること。
- セ 新潟県県税条例第37条第1項の規定により、事業税の減免をすること。
- ソ 新潟県県税条例第48条第1項の規定により、不動産取得税の減免をすること。
- タ 新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例第2条第1項の規定により、事業税等の課税免除をすること。
- チ 新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例第2条の規定により、不動産取得税等の不均一課税をすること。
- ツ 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項の規定により、事業税等の課税免除をすること。
- テ 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項の規定により、事業税等の課税免除をすること。
- ト 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例第2条の2及び第3条の規定により、法人の県民税等の不均一課税をすること。
- ナ 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例第4条の規定により、不動

- 産取得税の課税免除をすること。
- ニ 新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例第2条及び第3条の規定により、法人の県民税の均等割等の課税免除をすること。
- ヌ 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例第2条及び第3条の規定により、法人の県民税等の不均一課税をすること。
- ネ 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例第4条の規定により、不動産取得税等の課税免除をすること。
- ノ 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例第2条の規定により、事業税等の不均一課税をすること。
- (3) 間税関係
- ア 地方税法第75条の2及び第75条の3の規定により、ゴルフ場利用税を非課税とすること。
- イ 地方税法第144条の14第4項の規定により、軽油引取税に係る課税免除数量の承認をすること。
- ウ 地方税法第144条の21第3項の規定により、軽油引取税に係る免税軽油使用者証（農業、林業又は漁業に係るものを除く。）を交付すること。
- エ 地方税法第144条の21第6項の規定により、軽油引取税に係る免税証（農業、林業又は漁業に係るものを除く。）を交付すること。
- オ 地方税法第144条の29第1項の規定により、軽油引取税に係る徴収猶予をすること。
- カ 地方税法第144条の31第4項又は第5項の規定による軽油引取税に係る承認（農業、林業又は漁業に係るものを除く。）をすること。
- キ 地方税法第144条の34第1

	<p>項の規定による事業の開廃等の届出を受理すること。</p> <p>ク 地方税法施行令第43条の15第13項の規定による軽油引取税に係る免税証の交付申請に係る届出書を受理すること。</p> <p>ケ 新潟県産業廃棄物税条例第11条第1項の規定により、産業廃棄物税に係る徴収猶予をすること。</p>		
<p>県税部 副部長 (新潟収 税担当に 限る。)</p>	<p>(1) 直税関係</p> <p>ア 新潟県県税条例第57条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の課税免除をすること。</p> <p>イ 新潟県県税条例第61条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の不均一課税をすること。</p> <p>ウ 新潟県県税条例第70条第1項、第71条第1項、第72条第1項及び第73条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の減免をすること。</p> <p>(2) 収税関係</p> <p>ア 地方税法の規定により、国税徴収法第47条の差押(即時に引渡を受け、又は取立を行うものに限る。)及び同法第79条の差押の解除をすること。</p> <p>イ 地方税法の規定により、国税徴収法第82条の交付要求及び同法第84条の交付要求の解除をすること。</p> <p>ウ 地方税法の規定により、国税徴収法第86条の参加差押及び同法第88条の参加差押の解除をすること。</p> <p>エ 地方税法の規定により、国税徴収法第128条の換価代金等の金銭の配当をすること。</p> <p>オ 地方税法の規定により、国税徴収法第136条の滞納処分費の決定をすること。</p> <p>カ 地方税法第13条の2第3項の規定による繰上徴収をすること。</p> <p>キ 地方税法第15条第1項、第2項及び第4項の規定による徴収の猶予、同法第15条の3</p>		

の規定による徴収の猶予の取消し並びに新潟県県税条例第9条の2の規定による分割納付等の決定等を行うこと(いずれも猶予の期間が1年を超えない徴収の猶予に係るものに限る。)

ク 地方税法第15条の5第1項及び同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予、同法第15条の5の3第2項において準用する同法第15条の3の規定による職権による換価の猶予の取消し並びに新潟県県税条例第9条の5の規定による分割納付等の決定等を行うこと(いずれも猶予の期間が1年を超えない職権による換価の猶予に係るものに限る。)

ケ 地方税法第15条の6第1項及び同条第3項において準用する同法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予、同法第15条の6の3第2項において準用する同法第15条の3の規定による申請による換価の猶予の取消し並びに新潟県県税条例第9条の8の規定による分割納付等の決定等を行うこと(いずれも猶予の期間が1年を超えない申請による換価の猶予に係るものに限る。)

コ 地方税法第15条の9の規定による納税の猶予の場合の延滞金の免除(猶予の期間が1年を超えないものに限る。)を行うこと。

サ 地方税法第16条の2の規定による有価証券の委託を受けること。

シ 地方税法第20条の4の規定による徴収の嘱託をし、又は徴収の嘱託を受けること。

ス 地方税法第46条の規定による個人の県民税の賦課徴収に関する報告等を受理すること。

<p>県税部 課税課長</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地方税法第53条第40項又は第41項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書を受理すること。</p> <p>(5) 地方税法第53条第42項及び地方税法施行令第24条の3第6項(同令第24条の4第6項、第24条の4の2又は第24条の4の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) 地方税法第53条第43項の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p> <p>(6)の2～(8) (略)</p> <p>(8)の2 地方税法第73条の2第7項の規定により、不動産取得税の減額をすること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 地方税法第73条の24第1項、第2項若しくは第3項、同法第73条の27の2第1項、同法第73条の27の3第1項又は同法附則第11条の4第1項、第4項若しくは第6項の規定により、不動産取得税の減額をすること。</p> <p>(11)の2～(31) (略)</p>	<p>県税部 課税課長</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地方税法第53条第38項又は第39項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書を受理すること。</p> <p>(5) 地方税法第53条第40項及び地方税法施行令第24条の3第6項(同令第24条の4第6項、第24条の4の2又は第24条の4の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) 地方税法第53条第41項の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p> <p>(6)の2～(8) (略)</p> <p>(8)の2 地方税法第73条の2第6項の規定により、不動産取得税の減額をすること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、同法第73条の27の2第1項、同法第73条の27の3第1項又は同法附則第11条の4第1項若しくは第4項の規定により、不動産取得税の減額をすること。</p> <p>(11)の2～(31) (略)</p>
<p>新潟地域振興局県税部 直税第1課長</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地方税法第53条第40項又は第41項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書を受理すること。</p> <p>(5) 地方税法第53条第42項及び地方税法施行令第24条の3第6項(同令第24条の4第6項、第24条の4の2又は第24条の4の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) 地方税法第53条第43項の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p>	<p>新潟地域振興局県税部 直税第1課長</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地方税法第53条第38項又は第39項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書を受理すること。</p> <p>(5) 地方税法第53条第40項及び地方税法施行令第24条の3第6項(同令第24条の4第6項、第24条の4の2又は第24条の4の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) 地方税法第53条第41項の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p>

	(6)の2～(11) (略)		(6)の2～(11) (略)
新潟地域振興局県税部 直税第2課長	(1)・(2) (略) (3) 地方税法第73条の2第7項の規定により、不動産取得税の減額をすること。 (4)・(5) (略) (6) 地方税法第73条の24第1項、 <u>第2項若しくは第3項</u> 、同法第73条の27の2第1項、同法第73条の27の3第1項又は同法附則第11条の4第1項、 <u>第4項若しくは第6項</u> の規定により、不動産取得税の減額をすること。	新潟地域振興局県税部 直税第2課長	(1)・(2) (略) (3) 地方税法第73条の2第6項の規定により、不動産取得税の減額をすること。 (4)・(5) (略) (6) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、同法第73条の27の2第1項、同法第73条の27の3第1項又は同法附則第11条の4第1項若しくは第4項の規定により、不動産取得税の減額をすること。
(略)		(略)	
健康福祉環境部 環境センター長	(1)～(8) (略) (9) 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の13第1項、 <u>第18条の13第1項及び第18条の31第1項</u> において準用する場合を含む。)の規定により、ばい煙発生施設の設置等の実施の制限期間を短縮すること。 (10)～(17) (略) (17)の2 <u>大気汚染防止法第18条の23第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出を受理すること。</u> (17)の3 <u>大気汚染防止法第18条の24第1項の規定による一の施設が水銀排出施設となつた際の届出を受理すること。</u> (17)の4 <u>大気汚染防止法第18条の25第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。</u> (18)～(19)の25 (略) (19)の26 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項(同法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、廃棄物の保管等に関し必要な報告を求めること。 (19)の27～(72) (略)	健康福祉環境部 環境センター長	(1)～(8) (略) (9) 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の13第1項及び <u>第18条の13第1項</u> において準用する場合を含む。)の規定により、ばい煙発生施設の設置等の実施の制限期間を短縮すること。 (10)～(17) (略) (18)～(19)の25 (略) (19)の26 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定により、廃棄物の保管等に関し必要な報告を求めること。 (19)の27～(72) (略)
健康福祉環境部 環境センター環境課長	(1)～(8)の8 (略) (9) 大気汚染防止法第11条(同法第17条の13第2項、 <u>第18条の13第2項及び第18条の31第2項</u> において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更又は使用の	健康福祉環境部 環境センター環境課長	(1)～(8)の8 (略) (9) 大気汚染防止法第11条(同法第17条の13第2項及び <u>第18条の13第2項</u> において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出を受理す

	廃止の届出を受理すること。 (10) 大気汚染防止法第12条第3項(同法第17条の13第2項、 <u>第18条の13第2項及び第18条の31第2項</u> において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の地位の承継の届出を受理すること。 (10)の2 (略) (10)の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の12第1項の規定により、最終処分場の台帳を調製し、これを保管すること。 (10)の4～(20) (略)
(略)	

(4) (略)

別表第7 (第15条関係)

- (1) (略)
- (2) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
(略)	
東京事務所副所長	(略)
大阪事務所副所長	大阪事務所長
地域機関の課長(自治研修所総務課長、消防学校の課長、はまぐみ小児療育センターの課長、テクノスクールの課長(<u>新潟テクノスクールの課長を除く。</u>)、農業総合研究所総務課長、農業総合研究所研究センターの課長、農業大学校総務課長、森林研究所の課長、水産海洋研究所の課長及び内水面水産試験場の課長を除き、東京事務所総括所長代理、保健環境科学研究所調査研究室長、コロニーにいがた白岩の里の企画相談室長、児童部長、成人部長、高齢	(略)

	ること。 (10) 大気汚染防止法第12条第3項(同法第17条の13第2項及び <u>第18条の13第2項</u> において準用する場合を含む。)の規定によるばい煙発生施設の設置者の地位の承継の届出を受理すること。 (10)の2 (略) (10)の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の11第1項の規定により、最終処分場の台帳を調製し、これを保管すること。 (10)の4～(20) (略)
(略)	

(4) (略)

別表第7 (第15条関係)

- (1) (略)
- (2) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
(略)	
東京事務所副所長	(略)
地域機関の課長(自治研修所総務課長、消防学校の課長、はまぐみ小児療育センターの課長、テクノスクールの課長(<u>三</u> <u>条テクノスクール及</u> <u>び魚沼テクノスクー</u> <u>ルの課長に限る。</u>)、農業総合研究所総務課長、農業総合研究所研究センターの課長、農業大学校総務課長、森林研究所の課長、水産海洋研究所の課長及び内水面水産試験場の課長を除き、東京事務所総括所長代理、保健環境科学研究所調査研究室長、コロニーにいがた白岩の里の企画相談室長、児童部	(略)

期更生部長、重複更生部長及び社会復帰部長、工業技術総合研究所の企画管理室長及び研究開発センター長、新潟テクノスクールの課長、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学の農学部長及び研修センター長を含む。)

(略)

消防学校教務課長及びテクノスクールの課長(新潟テクノスクールの課長を除く。)

(略)

別表第 8 (第16条関係)

(1) (略)

(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の代決の順序

地域機関の区分	代決の順序
(略)	
はまぐみ小児療育センター	(略)
大阪事務所	(1) 所長の権限の代決 所長が不在のときは副所長、所長及び副所長がともに不在のときは所長代理 (2) 副所長の権限の代決 副所長が不在のときは、所長代理

(略)

新潟テクノスクール

(1) 校長の権限の代決
ア 校長が不在のときは、訓練第1課、訓練第2課及び開発援助課に関する事項については副校長、総務課に関する事項については総

長、成人部長、高齢期更生部長、重複更生部長及び社会復帰部長、工業技術総合研究所の企画管理室長及び研究開発センター長、テクノスクールの課長(新潟テクノスクール及び上越テクノスクールの課長に限る。)、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学の農学部長及び研修センター長を含む。)

(略)

消防学校教務課長及びテクノスクールの課長(三条テクノスクール及び魚沼テクノスクールの課長に限る。)

(略)

別表第 8 (第16条関係)

(1) (略)

(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の代決の順序

地域機関の区分	代決の順序
(略)	
はまぐみ小児療育センター	(略)

(略)

新潟テクノスクール
上越テクノスクール

(1) 校長の権限の代決
ア 校長が不在のときは、訓練第1課、訓練第2課及び開発援助課に関する事項については副校長、総務課(上越テクノスクールにあ

務課長 イ (略) (2) (略)	つては、庶務課) に関する事項については総務課長(上越テクノスクールにあつては、庶務課長) イ (略) (2) (略)
(略)	(略)

◎新潟県訓令第6号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程(昭和36年4月新潟県訓令第12号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。	新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 地域機関関係のもの	(2) 地域機関関係のもの
名 称 位 置	名 称 位 置
村上地域振興局地域整備部三面分室 <u>村上市岩崩字雑木平1305番地1</u>	村上地域振興局地域整備部三面分室 <u>村上市岩崩612番地118</u>
(略)	(略)
三条地域振興局地域整備部笠堀分室 <u>三条市笠堀字川前162番地8</u>	三条地域振興局地域整備部笠堀分室 <u>三条市大字笠堀字川前162番地20</u>
(略)	(略)
上越地域振興局地域整備部正善寺分室 <u>上越市大字上正善寺字石原3359番地</u>	上越地域振興局地域整備部正善寺分室 <u>上越市大字上正善寺3359番地</u>
(略)	(略)